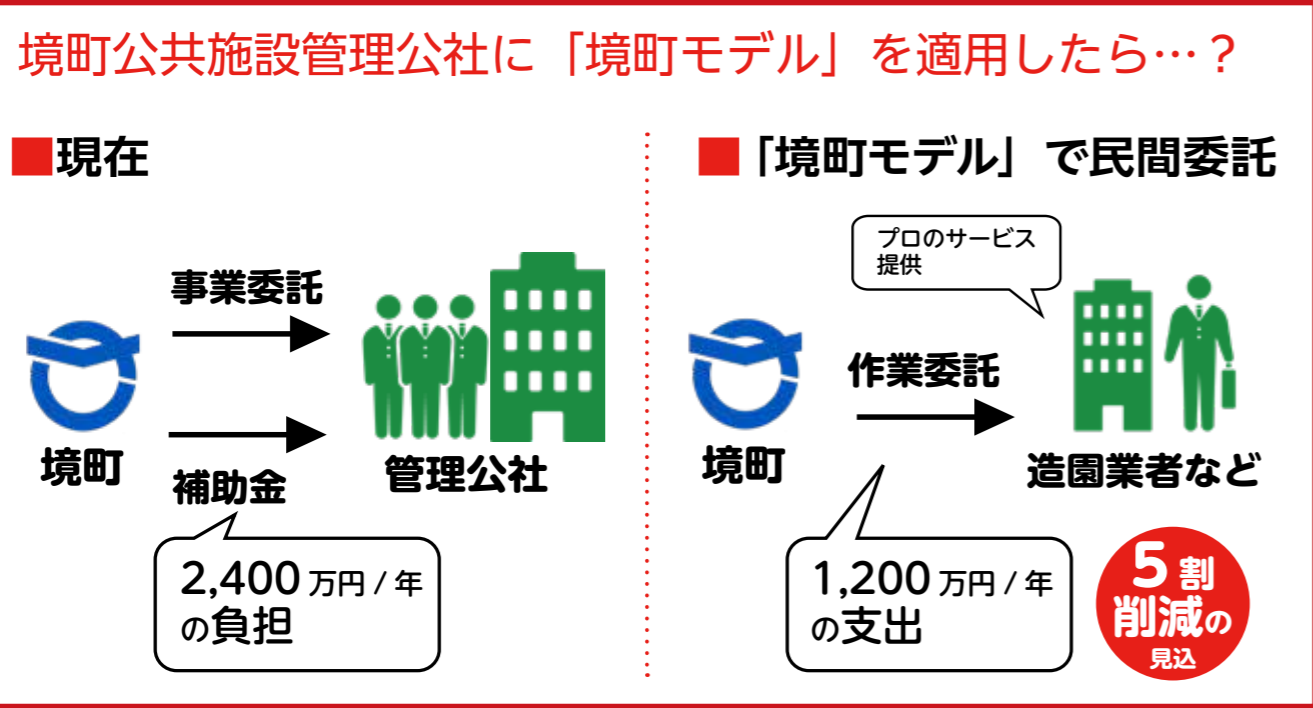




**課題**  
県内2市町のみ存在する「管理公社」  
かかるコストは年間2千4百万円



県内にはもう2市町しかない  
**公共施設管理公社とは？**

一般社団法人境町公共施設管理公社（管理公社）は平成8年4月に、町の公共施設の管理運営を委託する外郭団体として設立され、平成20年の法改正によって、一般社団法人となりました。

管理公社は「境町から委託を受けた施設の管理を経済的かつ効率的に行うことを目的に設立され、主に、公園の草刈りなど、施設の維持管理の事業を行っています」。

令和2年現在、公共施設管理公社という団体は、茨城県内では境町のほかに坂東市の2市町にしか存在していません。公益法人に関する法制度の改正により、一般社団法人となった境町管理公社は、組織の在り方の変化や、その存在意義を問われる局面を迎えています。

**事業委託で補助金削減  
民間にお金を回す仕組みへ**

現在境町は、管理公社へ年間約2千4百万円の補助金等を支出しています。管理公社には令和2年4月1日現在、3人の職員（町からの派遣職員2人、臨時職員1人）がおり、ほとんどが人件費の支払いに使われています。

公共施設運営に当たり、境町は「境町モデル」の運用を推進しています。これは、施設管理を民間事業者に委託することで、職員人件費を削減するほか、事業者から施設の賃料を得ることでコストを回収する仕組みです。

管理公社でも、公園の草刈りや伐採など、事業を民間事業者委託することで、人件費にかかっていた補助金を削減することができます。また民間の事業者が事業委託を受けることで、町に「新しい仕事」を生み出すこととなります。新しい事業によって、公社に支払われていた補助金を、市場経済の活性化に役立てることが出来ます。

**令和2年度中に管理公社  
廃止検討委員会を設置します**

境町の管理公社のあり方は、時代の流れに沿ったものであるのか。他の市町村と比べて妥当なものか。年々増える人件費による補助金の増額という課題を抱える管理公社の事業について、境町では令和2年度中に廃止検討委員会を設置し、管理公社存続の是非を検討します。

財政負担となるコストの見直しや、行政サービスの質の向上のため、ご理解ご協力をよろしく願っています。

**改善**  
業務を民間委託して町の負担削減  
公社の廃止を検討します